

## 法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（8月23日現在）
<p>公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示 平成31年3月20日公布・施行</p>	<p>日本工業規格（JIS）K 0102 の改正に伴う公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正</p> <p>環境省 HP：<a href="http://www.env.go.jp/press/106596.html">http://www.env.go.jp/press/106596.html</a></p>
<p>「民間企業の方のための気候変動適応ガイド」 平成31年3月22日公表</p>	<p>民間企業の経営及び実務に関わる方を対象に、気候変動と事業活動との関わりについての理解を深め、気候変動適応の取組を進める際の参考とするよう「民間企業の気候変動適応ガイド - 気候リスクに備え、勝ち残るために - 」を作成</p> <p>環境省 HP：<a href="http://www.env.go.jp/press/106606.html">http://www.env.go.jp/press/106606.html</a></p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律 令和元年6月5日公布 一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p>	<p>(1) 機器廃棄の際の取組 ・ 都道府県の指導監督の実効性向上 ・ ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入 ・ 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け（充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。）</p> <p>(2) 建物解体時の機器廃棄の際の取組 ・ 都道府県による指導監督の実効性向上 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等</p> <p>(3) 機器が引き取られる際の取組 ・ 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止（廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。）</p> <p>(4) その他 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等</p> <p>環境省 HP：<a href="http://www.env.go.jp/press/106566.html">http://www.env.go.jp/press/106566.html</a></p>
<p>排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 令和元年6月20日公布 令和元年7月1日施行</p>	<p>水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準が令和元年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めるもの</p> <p>暫定排水基準が設定されている12業種のうち、1業種（うわ薬製造業）については暫定排水基準から一般排水基準へ移行し、4業種については暫定排水基準を強化して延長、6業種については現行の暫定排水基準のまま延長</p> <p>ほう素及び硝酸性窒素等の暫定排水基準が適用されていた1業種（貴金属製造・再生業）のほう素については一般排水基準に移行し、硝酸性窒素等については暫定排水基準を強化して延長。なお、延長後の暫定排水基準の適用期間は令和4年6月30日まで</p> <p>環境省 HP：<a href="http://www.env.go.jp/press/106900.html">http://www.env.go.jp/press/106900.html</a></p>
<p>「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壤汚染対策の手引き」 令和元年6月27日公表</p>	<p>工場又は事業場の土地等において、ダイオキシン類に係る土壤汚染対策を自主的に実施する際の参考として、土壤汚染対策を実施する契機、調査方法、汚染の除去等の措置及び汚染土壌の処理について、考え方を示したもの</p> <p>環境省 HP：<a href="http://www.env.go.jp/press/106921.html">http://www.env.go.jp/press/106921.html</a></p>

法令等の名称	改正の概要（ 8 月 23 日現在 ）
<p>環境影響評価法施行令の一部を改正する政令</p> <p>令和元年 7 月 5 日公布 令和 2 年 4 月 1 日施行</p>	<p>(1)対象事業の規模要件（別表第 1 関係） 出力が 4 万 kW 以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第一種事業とし、出力が 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。</p> <p>(2)軽微な修正の要件（別表第 2 関係） 発電所の出力が 10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。</p> <p>(3)軽微な変更の要件（別表第 3 関係） 発電所の出力が 10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。</p> <p>環境省 HP : <a href="http://www.env.go.jp/press/106917.html">http://www.env.go.jp/press/106917.html</a></p>
<p>平成 29 年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・修正）</p> <p>令和元年 7 月 22 日公表</p>	<p>平成 29 年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（平成 30 年 12 月 27 日公表）について、平成 30 年度新規参入の電気事業者の係数追加、平成 29 年度新規参入の電気事業者の係数更新、料金メニューに応じた排出係数（メニュー別排出係数）の公表を希望する電気事業者の係数更新のため、一部追加・修正</p> <p>環境省 HP : <a href="http://www.env.go.jp/press/107042.html">http://www.env.go.jp/press/107042.html</a></p>